

## 令和3年度十和田市事業継続緊急対策給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少している事業者の事業の継続を支援するため、予算の範囲内で令和3年度十和田市事業継続緊急対策給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、別表1に掲げる者であって、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 申請日時時点で、市内で3年以上継続して営業（自主的休業又は時間短縮営業を含む。）している事業者であって、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、令和4年1月から6月までの任意の1か月（以下「減収月」という。）の売上高が平成31年（令和元年）（以下「前々々年」という。）同月の売上高と比較して3割以上減少していること。ただし、創業後3年を経過していない事業者にあつては、減収月の売上高が令和2年（以下「前々年」という。）同月、令和3年（以下「前年」という。）同月、減収月の前々月又は減収月の前月の売上高のいずれかと比較して3割以上減少していること。
- (2) 給付金の支給後も事業活動を継続する意欲があること。
- (3) 個人事業主にあつては、令和2年1月1日から12月31日までの事業所得等に係る確定申告又は市民税・県民税の申告を行っていること。（ただし、令和3年1月1日以後に創業した者を除く。）
- (4) 法人にあつては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告を行っていること。
- (5) 令和3年度の市税等に滞納（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条に規定する徴収猶予の特例による猶予期間の終了後、引き続き同法第15条に規定する徴収猶予による猶予期間中であるものを除く。）がないこと。

- (6) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。

（支給対象事業及び給付金の額）

第3条 給付金の支給の対象となる事業（以下「支給対象事業」という。）及び給付金の額（以下「給付金額」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。

- 2 複数の種類の支給対象事業を営む事業者にあつては、当該事業者が営む支給対象事業のうち最も金額の大きい給付金額を支給するものとする。ただし、別表2の支給対象事業の(1)③及び④並びに(2)を営む事業者にあつては、当該給付金額を合計した金額を支給するものとする。

（給付金の支給の申請）

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、飲食事業者は、令和3年度十和田市事業継続緊急対策給付金支給申請書（様式第1号）に、申請者のうち飲食事業者以外の事業者は令和3年度十和田市事業継続緊急対策給付金支給申請書（様式第2号）に、それぞれ次に掲げる書類を添えて、郵送により市長に提出しなければならない。ただし、郵送による提出が困難な場合に限り、他の方法により提出することができるものとする。

- (1) 個人事業主にあつては、令和2年分確定申告書類又は令和3年度市民税・県民税申告書類等の控え等の写し
- (2) 法人にあつては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類の写し
- (3) 減収月及び前々々年同月（創業後3年を経過していない事業者にあつては、減収月の前々年同月、前年同月、減収月の前々月又は減収月の前月）の売上高等が分かる帳簿等の写し
- (4) 令和3年度の市税等に滞納がないことを証する書類
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業又は自動車運転代行業を営む交通事業者にあつては、市内の本社又は営業所等における給付金申請時点の車両登録台数の分かる書類等の写し

- (6) 宿泊事業者にあつては、給付金申請時点の部屋数が分かる書類等の写し
- (7) 飲食事業者にあつては、飲食店の営業許可証等の写し及び感染対策を講じていることがわかる書類等の写し
- (8) 許可が必要な業種にあつては、当該業種に係る営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類の写し
- (9) 許可が必要ではない業種にあつては、営業の実態が分かる書類等の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第1号、第2号及び第4号から第9号までに掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があつたときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(申請受付期間)

第5条 給付金の支給に係る申請の期間は、令和4年3月7日から7月31日までとする。ただし、病気その他の理由により、市長がやむを得ないと認める場合は受付期間を令和4年8月31日までとする。

2 郵送による提出は、申請受付期間内の消印のあるものを有効とする。

(給付金の支給の決定及び給付金の額の確定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、給付金の支給の可否を決定し、及び給付金額を確定し、令和3年度十和田市事業継続緊急対策給付金支給決定通知及び給付金額確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 給付金は、前項により額を確定した後に口座振込の方法により支給するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 前条の規定による支給の決定及び給付金の額の決定を行った後、申請書の不備による振込不能などがあり、市長が確認等に努めたにもかかわらず第5条の受付期間中に申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により

支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月28日から施行する。